

平成 24 年 5 月 18 日

各 位

会社名 株式会社新日本建物
代表者名 代表取締役社長兼社長執行役員
壽松木 康晴
(コード：8893 JASDAQスタンダード)
問合せ先 執行役員 管理本部長兼グループ経営企画部長
佐藤 啓明
(TEL. (03) 5962-0775)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 18 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 6 月 27 日開催予定の第 28 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) 現本社事務所（東京都渋谷区）を東京都新宿区へ移転することに伴い、賃料の削減及び業務の効率化を図ることを目的として現行定款第 3 条に定める本店の所在地を東京都渋谷区から東京都新宿区に変更するものであります。本変更につきましては、本店移転日である平成 24 年 7 月 1 日（以下「効力発生日」といいます。）をもって効力を生じるものとし、その旨の附則を設けるものであります。なお、この附則につきましては、本変更の効力発生日経過後、これを削除されるものであります。
- (2) 平成22年12月22日に発行いたしました譲渡制限種類株式につきまして、平成24年2月3日付で、その全てについて取得請求権が行使され、普通株式への転換が完了し、当社は、同日付で取得した譲渡制限種類株式の全部を消却いたしました。これにより、現行定款に定める譲渡制限種類株式に関する条文等の削除を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。	(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、2億4,530万株とする。 2. 当社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 普通株式2億4,530万株 A種優先株式599株 譲渡制限種類株式87万7,200株</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の普通株式および譲渡制限種類株式の単元株式数は100株とし、A種優先株式の単元株式数は1株とする。</p> <p>(優先順位) 第11条の9 (1) A種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式にかかる剰余金の配当を第1順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当を第2順位(それらの間では同順位かつ同額とする。)とする。 (2) A種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式にかかる残余財産の分配を第1順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配を第2順位(それらの間では同順位かつ同額とする。)とする。</p> <p style="text-align: center;">第2章の3 譲渡制限種類株式</p> <p>(議決権) 第11条の10 譲渡制限種類株式を有する株主(以下、「譲渡制限種類株主」という。)は、株主総会において議決権を有する。</p> <p>(譲渡制限) 第11条の11 譲渡による譲渡制限種類株式の取得については、取締役会の承認を要する。</p> <p>(取得請求権) 第11条の12 譲渡制限種類株主は、平成23年12月23日以降いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有する譲渡制限種類株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は譲渡制限種類株主が取得の請求をした譲渡制限種類株式1株を取得するのと引換えに、普通株式1株を当該譲渡制限種類株主に対して交付するものとする。</p> <p>(剰余金の配当および残余財産の分配) 第11条の13 譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当および残余財産の分配については、第11条の9に定める支払順位に従う。</p> <p>(種類株主総会) 第11条の14 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、譲渡制限種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p>	<p>(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、2億4,530万株とする。 2. 当社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 普通株式2億4,530万株 A種優先株式599株</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の普通株式の単元株式数は100株とし、A種優先株式の単元株式数は1株とする。</p> <p>(優先順位) 第11条の9 (1) A種優先株式および普通株式にかかる剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式にかかる剰余金の配当を第1順位とし、普通株式にかかる剰余金の配当を第2順位とする。 (2) A種優先株式および普通株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式にかかる残余財産の分配を第1順位とし、普通株式にかかる残余財産の分配を第2順位とする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(株式の分割または併合等)</u> <u>第 11 条の 15</u> (1) 当社は、株式の分割または株式の併合をするときは、普通株式および譲渡制限種類株式ごとに同時に同一の割合とする。 (2) 当社は、当社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、譲渡制限種類株主には譲渡制限種類株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。 (3) 当社は、当社の株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、譲渡制限種類株主には譲渡制限種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。 (4) 当社は、株式無償割当てをするときは、普通株主には普通株式の株式無償割当てを、譲渡制限種類株主には譲渡制限種類株式の株式無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合とする。 (5) 当社は、新株予約権無償割当てをするときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、譲渡制限種類株主には譲渡制限種類株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(附則) <u>(第 3 条の変更)</u> 第 1 条 <u>第 3 条の変更は、平成24年 7 月 1 日をもって効力を生ずるものとする。</u> 第 2 条 <u>前条及び本条は、平成24年 7 月 2 日をもって、これを削除するものとする。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 24 年 6 月 27 日 (水曜日)

定款変更の効力発生日

平成 24 年 6 月 27 日 (水曜日)

以 上